

議案第4号

幸手市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

幸手市市営住宅管理条例(平成9年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業」を加える。

第13条第1項第1号中「同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であって市長が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)」に改め、同号ただし書中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第14条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、入居権利者又は緊急時等連絡先に対し、当該緊急時等連絡先に関する前項各号に掲げる事実の有無を確認するために必要な限度において、報告又は書類の提出を求めることができる。

第16条第3項中「同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項ただし書中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第21条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第22条第1項中「次条第4号に掲げる費用」を「市長がその修繕に要する費用

を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第37条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第43条第3項中「入居した日」の次に「又は入居権利者の地位を承継した日」を加え、「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第45条第2項中「徴収する」を「徴収する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幸手市市営住宅管理条例（第5条、第21条から第23条まで、第37条、第43条及び第45条を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に入居の承認を受ける者、入居権利者であって連帯保証人の変更の承認を受けるもの又は入居権利者の地位の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者、入居権利者であって連帯保証人の変更の承認を受けたもの又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

令和2年2月21日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

民法の一部改正に伴い、市営住宅の入居等の手続について連帯保証人を要しないこととすることその他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。